

これからどうなるの? 結婚・家族・女性の未来

「社会と人間の本質は家族の中に表われる」と、結婚相談所で働いていたときから感じていたという山崎さん。当たり前と思っていたことが、本当に当たり前か? 男女は平等に扱われているのか? 「家族」「結婚」の問題に詳しい弁護士の山崎新さんの講座です。

クラマ工法律事務所 弁護士 山崎 新さん

やまざき あらた



やまざき あらた さん

心理学科を卒業後、社会人経験の後に弁護士に転身。女性だけの法律事務所「クラマ工法律事務所」に所属。扱う分野は離婚が8割(ほぼすべてDV事案)・労働事件・セクハラ・性暴力被害・その他、主に女性の権利に関する活動をしている。日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会委員。東京弁護士会両性の平等に関する委員会副委員長。

法律に見る「家族」と「結婚」

明治時代の日本は戸主や家督といった家制度があり、妻である女性は法律行為をする能力がないものとされていました。戦後の憲法改正に伴つて改正された民法では、それまでの戸主権・家督相続権を中心とした家制度が廃止され、個人主義が推し進められました。しかし、いまだに民法には差別的な規定が残つておらず、国連の女性差別撤廃委員会などから、再三にわたり「女性差別にあたる」として是正勧告を受けています。

たとえば男女の婚姻可能年齢が違う(男性18歳以上、女性16歳以上)、女性だけに再婚禁止期間がある(6ヶ月間)、夫婦の同氏強制、婚外子の相続差別などがあります。夫婦の同氏強制については現在高裁で裁判中ですが、夫婦の氏(名字)は民法750条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」とあり、法律上は夫でも妻でもどちらの姓になつてもよいのですが、実際には96%以上の夫婦が夫の氏を称しています。この結果を見れば平等とは言えないのではないかということです。

婚外子の相続差別についても

2013年9月4日、最高裁は、結婚していない男女の間に生まれた子(婚外子)の法定相続分を、結婚した男女の子(婚内子)の半分とした民法の規定を、差別にあたるとして無効とする決定をし、それにそうよう民法も改正されました。

平等とは

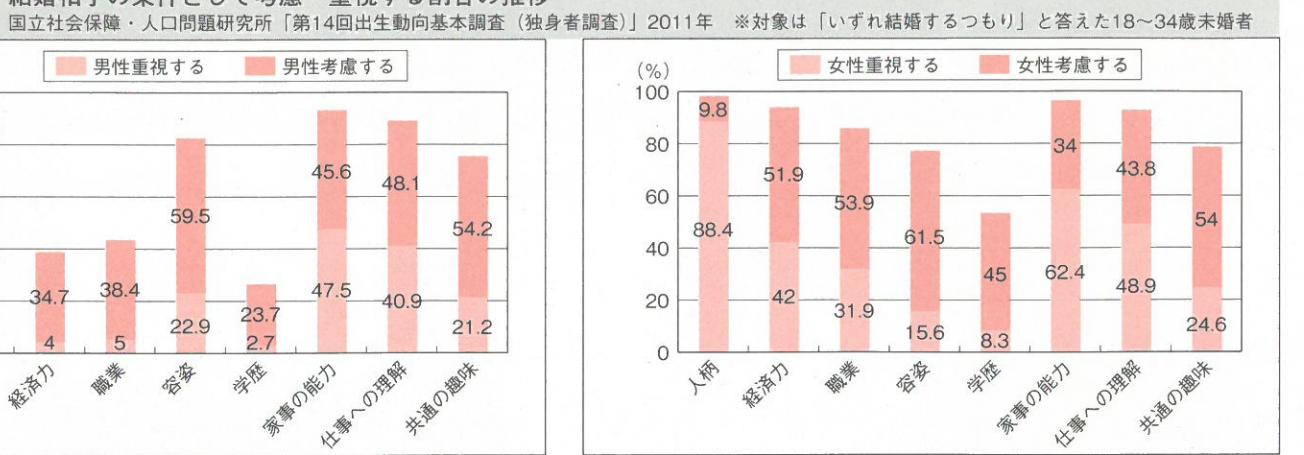
憲法24条は婚姻の自由と家族における両性の平等を定めています。憲法14条は「すべての国民は法のもとに平等」とあります。ここからあえて家族における両性の平等を取り出して24条に定めた意味は重

いもので、戦前に家族内において女性の地位が低かったことの反省の上に立っているのです。

憲法における平等とは実質的平等です。「同じくする」(形式的平等)ことではなく、「等しくする」こと(等)が要請されています。すなわち個々の違いを尊重すること、マイノリティ(少数派)の権利を保障する規定なんです。民主主義(多数決原理)だけを推し進めるとマイノリティの意見は反映されないので、個人を尊重するために平等主義があります。

男女平等になつた:という人は多いけれど、国際的に見れば日本はまだ不平等です。日本のジェンダー(少數派)の権利を保障する規定なんです。民主主義(多数決原理)

図1 結婚相手の条件として考慮・重視する割合の推移



ダーベンパワーメント指数(男女の国会議員比率、男女の専門職・技術職比率と管理職比率、男女の推定勤労所得を用いて算出)をみると、日本は109カ国中57位(2009年「人間開発報告書」と低い順位です。このままでは女性が意思決定できる地位に立てる可能性は低いので、男女の数の差を均等にするためのポジティブ・アクションが必要です。

現代の若者結婚事情

私は少子化の原因は未婚率の上昇が一番大きな要因と見ていました。結婚しないと子どもを持ちにくい社会のため、未婚率の上昇が必然的に少子化につながっているのです。50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合である「生涯未婚率」(2010年)が、男性で20.1%、女性で10.6%に達し、上昇中です。

一方、18~34歳の未婚者のうち、「いずれ結婚するつもり」と考えている男女は、9割弱と高い水準あります。しかし、「異性の交際相手がない」男性は6割、女性で5割と過去最高で、そのうち、「交際を望んでいない」男性は27.6%。女性では22.6%もいます(国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)。

結婚に対する男女の意識の違い

結婚相談所で働いていたときの経験ですが、女性の多くは年収500万円以上、大学卒、身長170センチ以上の男性を望んでいました。一方、男性は自分がたとえ50歳近くても、35歳以下の女性を望んでいました。女性の出産可能年齢は35歳以下という偏見です。つまり男性は、結婚の目的として子どもをもつことを優先しているように見えました。このように男女で相手に求めるものに差がありました。

未婚者に結婚相手に望むことを聞いた調査では、図1の示すように男女で差があります。女性は男性に対して、経済力を重視する傾向があります。一方で、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」とする性別役割分業意識は、賛成とする人の割合が増えるなど、結婚に関する意識も保守傾向が強くなっています。

1年以内に結婚する意欲のある未婚者の割合を職業別にみると、男性では自営業や正規職員で高く、パート・アルバイトや無職などで低くなつており、女性ではそのような差はみられない。このようにデータからは、結婚と経済(雇用)・性別役割

国会議員比率、男女の専門職・技術職比率と管理職比率、男女の推定勤労所得を用いて算出)をみると、日本は109カ国中57位(2009年「人間開発報告書」と低い順位です。このままでは女性が意思決定できる地位に立てる可能性は低いので、男女の数の差を均等にするためのポジティブ・アクションが必要です。

私は少子化の原因は未婚率の上昇が一番大きな要因と見ていました。結婚しないと子どもを持ちにくい社会のため、未婚率の上昇が必然的に少子化につながっているのです。50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合である「生涯未婚率」(2010年)が、男性で20.1%、女性で10.6%に達し、上昇中です。

一方、「いずれ結婚するつもり」と考えている男女は、9割弱と高い水準あります。しかし、「異性の交際相手がない」男性は6割、女性で5割と過去最高で、そのうち、「交際を望んでいない」男性は27.6%。女性では22.6%もいます(国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)。

日本は、諸外国に比べ、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)の発想が乏しいといえます。その背景にあるのが労働者の長時間労働です。特に若い世代の労働者は、仕事に多くの時間を費やすため、家庭や家族のため、自分のために使う時間が残されていません。また、非正規雇用の顕著な増加により、賃金格差は拡大し、雇い止めの不安が常に消えない、そして一度非正規雇用になると正社員になることが非常に難しいという、著しい格差社会なのです。

また、日本では、女性が意思決定に関与できる地位(職場の管理職、議員など)に就いていないことが特徴です。そのため、女性の声が社会や組織に反映されません。

これまでの慣行や固定的な性別役割分業意識などが原因で、女性の能力が發揮しにくい環境に置かれています。日本政府は国連の目標にならない、2020年までに指導的地位の女性の割合を30%にするという目標を立てています。しかし、2013年現在、管理職に就いている女性の割合は68%です。

たとえば男女の婚姻可能年齢が違う(男性18歳以上、女性16歳以上)、女性だけに再婚禁止期間がある(6ヶ月間)、夫婦の同氏強制、婚外子の相続差別などがあります。夫婦の同氏強制については現在高裁で裁判中ですが、夫婦の氏(名字)は民法750条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」とあり、法律上は夫でも妻でもどちらの姓になつてもよいのですが、実際には96%以上の夫婦が夫の氏を称しています。この結果を見れば平等とは言えないのではないかということです。

婚外子の相続差別についても

違っう(男性18歳以上、女性16歳以上)、女性だけに再婚禁止期間がある(6ヶ月間)、夫婦の同氏強制、婚外子の相続差別などがあります。夫婦の同氏強制については現在高裁で裁判中ですが、夫婦の氏(名字)は民法750条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」とあり、法律上は夫でも妻でもどちらの姓になつてもよいのですが、実際には96%以上の夫婦が夫の氏を称しています。この結果を見れば平等とは言えないのではないかということです。

たとえば男女の婚姻可能年齢が違う(男性18歳以上、女性16歳以上)、女性だけに再婚禁止期間がある(6ヶ月間)、夫婦の同氏強制、婚外子の相続差別などがあります。夫婦の同氏強制については現在高裁で裁判中ですが、夫婦の氏(名字)は民法750条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」とあり、法律上は夫でも妻でもどちらの姓になつてもよいのですが、実際には96%以上の夫婦が夫の氏を称しています。この結果を見れば平等とは言えないのではないかということです。

たとえば男女の婚姻可能年齢が違う(男性18歳以上、女性16歳以上)、女性だけに再婚禁止期間がある(6ヶ月間)、夫婦の同氏強制、婚外子の相続差別などがあります。夫婦の同氏強制については現在高裁で裁判中ですが、夫婦の氏(名字)は民法750条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」とあり、法律上は夫